

時事新報

第三千四百三十二號
 明治廿五年八月廿七日 (辛卯)
 舊曆壬辰七月六日 (辛卯)
 山手町五時十分
 入場券四角五分
 月刊九角五分
 半年四元八角
 全年八元五角
 (西曆一千八百九十二年)

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
 時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告

理財法の回復

時事新報は多年來大蔵省の理財法に反對して所論
 少なからず今回又その宿願の緒に續き日本銀行の
 低利貸附は天下の金利を痛痺せしむるものなり特
 に公債證券を庇護するは商人等の活氣を奪ふもの
 なり共に經濟の本則に反りて其影響する所無から
 ざれば一切の爲策を除去して自然の運動に任せし
 金利の割合も公債證券の價も自由自在に上下せし
 めて之を妨ぐ可らざるの理由を論じ理財法の回復
 と題して本月三十日より數日間の社説に掲載す可
 し凡そ世上の貸金者實業者にして一讀大に益す可
 きは無論、商賈社會以外の人にも苟も家計に心
 ある者は之を讀んで自から發明し將來の方向に迷ふ
 ると可なり
 明治二十五年八月二十六日
 時事新報社

時評新報

政治家の徳義

凡そ人間に徳義の大切なるは故さらば云ふまでもなき
 むにして殊に政治家の如く其一舉一動、社會に對し
 て重大なる責任を負ふ者は最も慎み所なかる可らず
 唯も左ればとて唯獨に徳義を守り不正の事を行はざ
 るのみを以て能事終れりとば謂ふ可らず此繁雜なる人
 間世界の實地問題に接し隨機應變の處置を施して誤な
 からんとするには自から亦活潑獨斷の伎倆なかる可ら
 ず即ち才徳兼備は政治家に缺く可らざる資格なりと知
 る可し然るに不幸なるは我國人の氣風として徳義の威
 譽は頗る尊厳なれども才智の點に就ては動もすれば之
 を無顧に附するのみならず甚だしき其才の活動變
 遷を見て驚愕なり身劣なりと評して却て之を排斥する
 の情なきに非ず例へば過激の政變に際して大臣以下
 の官吏に任免の沙汰多かる可しとて一時世上の談柄と
 なり思ひ、の候補者を出して人物の適否を論ずる
 其餘評を聞くに彼れは實用を可し此れは狡術に巧
 可らずなど専ら徳義を標準として判断を下し其才力伎
 倆の如何に至りては唯表面に云々するのみにして眞實
 は之に重きを置くもの少なきが如し畢竟封建士族風の
 今尚存して斯る思想の尊重を成すべしならんれども
 今日日封建時代とは事變り仁義と共に利を重んずる
 の世の中あれば漢に古流の徳論に偏して才能を卑むが
 如きは時勢を知らざるものと言はざるを得ず蓋し古人
 が政治家に向て徳義の完備を求る所以のものに若しも
 其人にして不徳ならんは自から一身の私利を謀りて
 國家に損害を齎らしむるゝとある可しこの惡念に基く
 るものならんとも今人の文明の程度に於て人間に自利の
 惡心なからしめんとするは到底望む可き所に非ざれば
 假令政府の當局者が無欲淡泊の君子にても觀察の明
 なきれば國の弊小に欺かるゝともしもあらん又は
 自から利害の在る處を誤りて公衆の損害を致すとすも

報

あらん既に損害を被れば其自から利するを利せざる
 に論なく之を目して國家の不幸と謂はざるを得ず潔白
 の君子往々國家の不幸を屢したるの事例少なからず是
 等の點に於ては我輩は君子に與みざるものなり商人
 の家にして徳義一偏の番頭には事を托するに足らず自
 から金を私せざるも人に私せられ人に欺かるゝとす
 は家の禍は却て番頭に私せらるゝより大なるもの
 ある可ければなり古人の言に盗心あるに非ざれば盜を
 防ぐに足らずと是其言確ならざれば亦以て人事の實
 相を表し出したるものと云ふ可し然らばのみならず人の
 才智は時として其徳義を掩ふの媒介となり唯才あるが
 爲めに世に不徳の名を成す者あり十目の視る所所指の
 指す所必すしも正當ならざるを證す可し又或は正義廉
 潔の士人にて一時時と場合とに従て其徳を二三にするよ
 と甚だ多し例へば黨派の政客が自黨の利害に關するよ
 とは言ふ可らざる不徳を犯して自から愧ぢざるが如き
 徳心の常ならざるを見るに足る可し西洋の學者社會に
 黨派政治の原則は一切の政治家を取徳者として視るも
 のなりとの説あるも謂ふ可し非ず方今文明の立憲國
 に於て會計検査の法律規則を特に嚴にしたるも多年の
 経験に據り政治家の徳義心に信用を置くに足らざるの
 事實を發明したるが故なる可し左れば立憲の政治社會
 には君子もなく小人もなく一切の男子を薄徳薄行の者
 と視て唯法を以て之を束縛するのみ徳義論は論じて
 益なきものと観念す可きのみ我國に於ても黨派政治の
 漸く將に行はれんとする今日に當り政客一身の徳義
 に依りて爲政の基にせんとするが如きは事實上益な
 きのみならず却て不安心なる次第なれば我輩敢て徳を
 卑んずるには非ざればと更に眼界を廣くして才智の區
 域に重きを置き不正を防ぐには法律規則を以てせんよ
 とを斷るものなり

- 内務省告示第三十六號 一枚
 一經大黒ノ畫 小西實吉書行
 京都市下京區圓屋町通正面上ル儀屋町三番戶
 右出版物ハ治安ヲ妨害スルモノト認ルナシテ其發賣類
 布ヲ禁ス
 明治二十五年八月二十六日
 内務大臣伯耆井上肇
- 大蔵省告示第四十一號 六百圓
 一六分利付起業公債 六百圓
 右整理債還ノ爲メ本年九月中抽籤執行ス
 但抽籤ノ都合ニ依リ債還金額ニ多少ノ減額アルベ
 明治二十五年八月二十六日
 大蔵大臣渡邊國武
- 逓信省告示第九十六號
 今般南亞弗利加共和國(トランスバル)ハ萬國郵便條
 約ニ加盟シ本年七月一日ヨリ實施ス
 本邦發回國宛ノ同郵便物ハ聯合國郵便稅率ニ依リテ
 課稅ス
 明治二十五年八月二十六日
 逓信大臣伯耆井上肇

○陸軍の機密費と新設科目 陸軍省にては東洋の形勢
 上觀察を要するゝの必要なるを認めて來年度の軍事
 費中機密費の項に於て凡そ二萬圓を増加する由又同省
 來年度の概算部中に於て新設の科目と稱すべきは
 要務院兵隊増設費にして之には砲兵方面支署の新設も
 是非伴はざるべからざれば此の總額概算は十八萬五
 千五百餘圓に上る由而して其内譯を聞くに二萬餘圓を
 以て軍事費とし十六萬五千餘圓を以て機密費に充つる
 ものなるやに傳ふるものあり

○大坂商會議決の決議 同會議所にては去る二十三
 日午後八時より會員總會を開き會て主務省より諮問
 せし五十餘圓貸付金に關する調査委員の報告を議し
 たりしに格別異論なく報告案通り則五十餘圓貸付金に
 上必要と認め又同貸付金は今日に在て欲せず紙幣消
 却の上は四百萬圓以内を限度とし其量目及徑は巨大
 に過さ授受上不便なれば九百位新形五十餘圓貸付金
 を發行し舊形は悉く回収せしめ其發行の行れざる様態造
 るを必要とし現行五十餘圓貸付金は九百位の新貸付金の
 以上を改換する事等にて東京商會議決の決議と大同
 小異なりしが右決議案は直に報告する事なりと其他第
 四回内閣閣議博覽會附設地希望の調査委員報告を討
 議し尙進んで當局者に向て開設地を大坂に定められん
 るとを請願する事に決し費用萬圓の取調委員は前調査
 委員に一任する事に決し散會したるよし

○小松原、時任兩知事の赴任 新任靜岡縣知事小松原
 英太郎氏は前の靜岡縣知事時任爲基氏と同伴昨朝六時
 新橋發の汽車にて任地靜岡に赴きたりと云ふ兩氏とも
 昨日の正午には靜岡に到着、直ちに縣廳に出頭し時任
 氏は後任小松原氏に事務の引繼をなし昨夕靜岡發の汽
 車にて任地(時任氏は愛知縣知事に轉任したり)
 名古屋へ向ひたるよし尤も小松原氏は本日より向ふ凡
 そ一週間の任地に在りて職務を視、夫れより家族引
 き續めの爲めとして上京する都合なりといふ

○北米大陸鐵道の計畫成る 豫て設立の計畫ありたる
 大西、大平鐵道は急々準備並其測量に着手し既
 にインディアナ州の如きは全く其測量を終れりと云ふ
 此鐵道にして一朝落成するに至らば從來に比しユニ
 クとレカゴ間に於て二百英里を短縮し得べし又レカゴ
 桑港との間に於て四百英里を短縮し得るよしなり
 ○海上保險業の信用外國に増加す 本年上半年中東京
 海上保險會社に於て取扱ひたる保險貨物及船舶の件數
 は一萬三千二百五十件にして保險金額は三千四百十八
 萬二千五百四十六圓五錢その保險料は三十五萬四千一
 百に十四圓三錢之を昨年上半年に比較すれば件數は
 四千五百六十六件保險金額にて一千七百八十八萬九百二
 十四圓六十三錢一厘保險料にて二十一萬三千七十四圓三
 十五錢二厘を増加したるが斯の如く一時にその増加を
 爲したる所以は近來海外に於ける信用加はりたるもの
 なりと今内外に據りて之を區別せば左の如し

件數 保險金額 保險料

○米國メカゴ 米國メカゴの面積
 して市街最長の南
 長き街はハリスチ
 ザ左れば面積の廣
 口の點より云へば
 人口 は本年一月
 四十三人はして千